

コンプライアンス条例の策定過程、完全施行

三芳町コンプライアンス条例は、職員による検討部会において条例案を策定し、パブリックコメントの手続きを経て、平成24年6月議会に上程、一部修正のうえ12月議会において可決し、平成25年10月に完全施行となっています。

(1) 三芳町コンプライアンス条例策定部会

条例案の策定にあたっては、職員を規律する条例を職員自らが策定するということから、職員6名からなる「三芳町コンプライアンス条例策定部会」を立ち上げ、全19回の会議を開催し、慎重な審議がなされました。

(2) 条例の完全施行に向けて

- コンプライアンス委員会の設置
- コンプライアンス基本方針の策定
- 職員倫理規定の策定
- コンプライアンス推進計画の策定
- 不祥事件対応マニュアルの作成
- 不当要求行為対応マニュアルの作成
- コンプライアンス職員研修